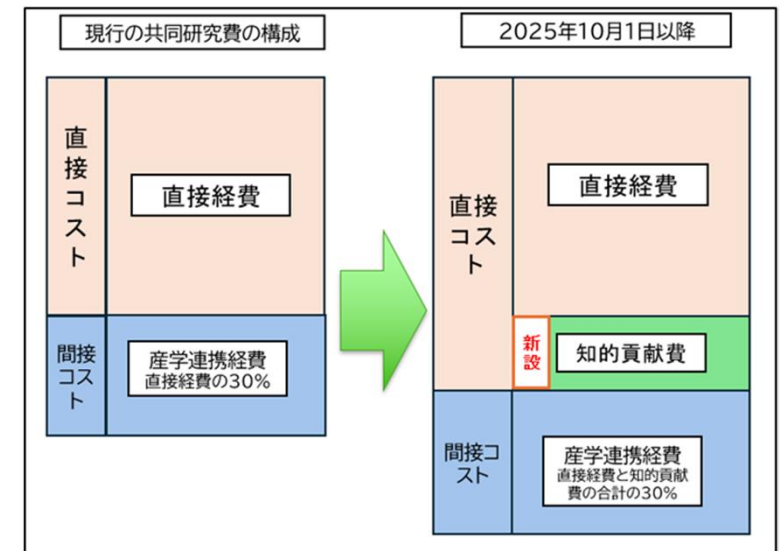


知的貢献費についてのF A Q
(学外の方向け)

豊橋技術科学大学

Q：知的貢献費とはどのようなものですか。

A：研究者の有する「知」の価値や共同研究や受託研究への関与時間に対する対価として新たに設ける経費です。
共同研究、受託研究、共同研究講座については、原則知的貢献費の計上が必要となります。
これまで負担いただいていた研究に使用する直接経費や、研究環境整備等に使用する産学連携経費（間接経費）に加え、知的貢献費を計上いただきます。
これまでは直接経費に対し30％を産学連携経費（間接経費）として計上しましたが、知的貢献費の導入以降は直接経費と知的貢献費の合計を直接コストと呼称し、その金額の30％が間接経費額となります。



Q：知的貢献費はいつから導入されますか。

A：契約締結日が2025年10月1日以降の契約（新規・延長）から適用します。

Q：知的貢献費はどのように決定しますか。

A：本学の研究代表者またはURAとの交渉により決定します。計上に当たっては、双方合意のうえ契約を行います。金額は直接経費の2%の金額を下限額とし、上限は直接経費と同じ金額まで計上することができます。計上金額は、1万円単位です。

Q：知的貢献費はどのように使用されますか。

A：知的貢献費は、当該研究の研究代表者等に配分され、処遇改善としての手当や研究環境改善のための経費として使用します。使途については、研究代表者が決定します。

Q：全ての共同研究や受託研究について知的貢献費の計上が必要ですか。

A：共同研究、受託研究、共同研究講座については、原則知的貢献費の計上が必要です。（国、地方公共団体等の制度で計上が認められないものを除く）

Q：知的貢献費の計上手続きはどのように行いますか。

A：共同研究申込書に金額を計上いただきます。金額については契約書にも記載し、双方で確認のうえ契約を締結します。

Q：特別試験研究費税額控除制度での扱いはどのようになりますか。

A：特別試験研究費税額控除制度における知的貢献費の取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

本件について、ご不明な点等は下記連絡先にお問い合わせください。

国立大学法人豊橋技術科学大学
研究推進課産学連携係
TEL:0532-44-6983
E-mail：chizai@office.tut.ac.jp

研究推進アドミニストレーションセンター
TEL：0532-44-6975
E-mail：sangaku@rac.tut.ac.jp